宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業について

令和6年度県の緊急支援事業として、観光人材確保の取組となる、標記補助事業を行うこととなりました。当組合が、「宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業」の事務局となりましたので、下記の通りご案内させていただきます。

さて、標記、宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業の公募につきまして、申請書類等を送付させていただきます。内容をご確認いただきまして、下記の「提出期日」を確認し、必要書類を送付ください。書類に関する質問等ございましたら、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

1 同封書類について

- ① 宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業について(本文書)
- ② 宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業費補助金交付要綱
- ③ 宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業 Q&A
- ④ 様式 (一式)

2 申請に必要な書類について

(1)提出書類

様式第1号~4号、旅館業許可書の写し、見積書などの書類(要綱参照)

申請書送付時は郵便追跡ができる、レターパックや簡易書留などで原本(押印不要の様式含む)を郵送してください。その後、修正等で様式を提出する場合は、印鑑不要の様式については、メールにてご提出ください。

※申請に必要な様式等は、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合のホームページからも ダウンロードできます。

(2)提出先

〒880-0811

宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館7階

宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合内

宿泊事業者の採用活動の緊急支援事業事務局

〔電話〕0985-24-4730、0985-22-3660(事業専用電話)

(FAX) 0985-23-0715、0985-22-3670

(e-mail) kumiai02@star.ocn.ne.jp

(3)提出期日

第1期 令和6年5月31日(金) 〆切り

第2期 令和6年9月30日(月) 〆切り

第3期 令和6年12月2日(月) 〆切り

※公募の受付は、3 期で締め切ります。第 2 期以降の公募については、予算額に達していない場合のみ受付となります。第 2 期以降、受付可能かについては、組合のホームページに掲載しますので、各施設様の方で確認をお願いいたします。

※申請書受領後に審査を行い、補助金を交付することが適当と認められたときは、速やかに申請者に通知します。交付決定を受けた施設は交付決定日以降に、申請内容に沿って、 事業を開始してください。(交付決定前に事業を開始した場合、交付対象外となります)

(裏面へ続く)

3 その他

※当該事業につきましては、予算に限りがございます。予算が上限に達した場合は、申請書の受付を中止する場合がありますのでご了承ください。

※当該事業に関するセミナーを今後開催します。別途案内しますので、参加をお願いい たします。

4 事業の流れ(施設側)

```
申請書送付

→
交付決定通知書の受理 または
不交付決定通知書の受理

→
(交付決定通知書受理施設)事業の開始
(不交付決定通知書受理施設)第2期公募の検討

→
実績報告書の送付

→
補助金の確定通知書受理

→
請求書の送付

→
補助金の振込(組合から)
```

以 上